

認知症対応型共同生活介護事業所

グループホームわたぼうし  
運営規程

医療法人 仁泉会

(目 的)

第1条 本規程は、医療法人仁泉会グループホームわたぼうし（以下「事業所」という）が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 当事業は、要介護者の者であって認知症により自立した生活が困難になった契約者に対して、家庭的な環境のもとで、食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び心身の機能訓練等のサービスを提供し、共同生活を通じてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示等の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 当事業所は明るく家庭的な雰囲気をもつ地域や家庭との結びつきを重視した運営を基本とし、常に契約者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 契約者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明をする。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。なお、評価については次の通りとする。
  - ・ 自己評価を行い、その結果を公開するとともに、青森県が選定した評価機関が実施するサービス評価（外部評価）を適宜に受け、その結果を公開する。
- 6 当事業所は契約者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 当事業所はサービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 指定認知症対応型共同生活介護事業を行う事業所の名称及び所在地は次の各号に定める通りとする。

- (1) 名 称： グループホームわたぼうし
- (2) 所在地： 青森県上北郡おいらせ町山崎 2592-7

(事業所の定員)

第5条 当事業所の利用定員は9名とする。各ユニットの内訳は次の通りとする。

- ① ユニット1 9名

(職員の職種及び職務内容)

第6条 当事業所には次の各号に定める職を置く。

- (1) 管 理 者： 当事業所の職員の指揮・監督をし、事業所の適切な運営がなされるよう統括する。
- (2) 計画作成担当者： それぞれの契約者の心身の状況・希望及びその置かれている環境をふまえ、介護職員と協議の上、契約者の実状に沿った介護計画（夜間及び深夜を含む）を作成する。
- (3) 介 護 職 員： 契約者に対し、必要な介護、日常生活の援助等のサービスを提供する。

(職員の定数)

第7条 当事業所の職員の定数は、次の各号の通りとする。なお、業務の状況、法令の改定に応じて職員数は変更される。

- |              |    |
|--------------|----|
| (1) 管理者      | 1名 |
| (常勤1名)       |    |
| (2) 計画作成担当者  | 1名 |
| (常勤1名)       |    |
| (3) 介護職員     | 5名 |
| (常勤6名 非常勤0名) |    |

2 各ユニットの内訳は次のとおりとする。

① ユニット1

- |           |    |
|-----------|----|
| ・ 管理者     | 1名 |
| ・ 計画作成担当者 | 1名 |
| ・ 介護職員    | 5名 |

(サービスの提供)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業のサービス（以下サービスとする）の提供方法は以下の各号の通りとする。

- (1) 当事業所は、サービスの提供の開始にあたり、あらかじめ契約者及びその家族等に対して運営規定の概要その他サービスの選択に必要な重要事項を十分に説明すると共に、契約書の内容に関する説明を行った上で、契約者またはその家族等と利用契約を締結することとする。
- (2) 管理者及び介護支援専門員又は計画作成担当者は、それぞれの契約者に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成し、契約者又はその家族にその内容等に説明を行い、理解を求めることとする。
- (3) 管理者及び介護支援専門員又は計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成するに当たっては、契約者の有する能力、すでに提供を受けているサービス、その置かれている環境等の評価を通じて契約者が現に抱える問題点を明らかにし、契約者が施設内で自立した日常生活を営むことができるように支援するために、解決すべき問題を把握することとする。
- (4) 当事業所は、サービスの提供にあたっては、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直し、契約者の実状にあったサービスを実施することとする。

(サービスの内容)

第9条 当事業所のサービスの内容は以下の各号の通りとする。

- (1) 日常生活上の世話。
- (2) 生活介護（食事・排泄の世話・身体の清拭・体位の安楽）。
- (3) 日常的健康チェック。
- (4) 介護計画作成・記録・申し送り。
- (5) 専門的知識を要しない生活リハビリテーション。
- (6) 家族への相談・援助。

(苦情処理)

第10条 契約者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、契約者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずることとする。

(利用料)

第11条 当事業所の利用料は、別紙に定める通りとする。

- 2 月の途中における入居または退居については日割り計算とする。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込、もしくは銀行口座振替によって指定期日までに受けるものとする。

(運営推進会議)

第 12 条 ケアの質の向上や地域に開かれた事業展開を確保する観点から、運営推進会議を定期的におこなっていくものとする。

(遵守事項)

第 13 条 当事業所及び職員の遵守事項は以下の各号とする。

- (1) 当事業所職員は家族と協力しあい、契約者の在宅介護を支援すること。
- (2) 当事業所の全ての職員は、就業時又退職後も業務上知り得た契約者に関する一切の秘密を口外しないこと。また、契約者の個人情報の利用に関してはあらかじめ本人及び家族の同意を得ることとする。
- (3) 当事業所は与えられた社会的使命を十分に認識し、職員の質的向上を図るため研修の機会を設けること。
  - ①採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
  - ②経験に応じた研修 随時
- (4) 当事業所は、ケース記録等帳簿を整備し、業務体制を整備すること。

(入居者遵守事項)

第14条 当事業所の契約者及びその家族の遵守事項は次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 人に対して暴力等、故意の問題行動を行わないこと。
- (2) 外泊は管理者の指示に従うこと。
- (3) 共同生活の円滑な実施のために行われる職員の指示には従うこと。
- (4) 以上の各項目及びその他について職員の指示に従わない場合は、やむをえず退居してもらうこともある。

(入退居にあたっての留意事項)

第15条 当事業所の利用対象者は、要介護者の者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障が無いこと。
  - (2) 自傷他害の恐れが無いこと。
  - (3) 常時医療機関において治療をする必要が無いこと。
- 2 入居後、契約者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
  - 3 退居に際しては、契約者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう必要な援助を行うよう努める。

(衛生管理)

第 16 条 契約者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
  - (1) 当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための

研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 契約者の療養生活に充てられる場所は、常に清潔に保つこととする。

(緊急時における対応策)

第17条 契約者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関等と連絡をとり、適切な措置を講じる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 事業所は安全かつ適切に、質の高い介護サービスを提供する為に、事故発生の防止のための指針を定め、介護事故を防止するための体制を整備する。また、サービスの提供等に事故が生じた場合、当事業所は、契約者に対し必要な措置を行う。

2 事故発生時には、迅速に対応するとともに、緊急連絡先に状況説明報告をする。事故内容については状況等を記録し、再発防止に努める。

3 専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医師機関又は専門的機関での診療を依頼する。

4 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

5 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(非常災害対策)

第19条 非常災害が発生した場合、職員は契約者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び関連施設等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、避難訓練等をおこなうこととする。

(身体拘束等)

第20条 事業所は、原則として契約者に対し身体拘束を廃止する。ただし、当該契約者または他の契約者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の契約者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録に記載する。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、いかに掲げる事項を実施する。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止)

第21条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

- 第 22 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、契約者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（補足事項）

- 第 23 条 本規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるところによる。
- 2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

- 1 この規程は、当事業所を利用するすべての者に適用する。
- 2 この規程は、令和 6 年 12 月 1 日より施行する。

認知症対応型共同生活介護事業所

グループホームわたぼうし  
サービス利用契約書

# 医療法人 仁泉会

認知症対応型共同生活介護事業所

グループホームわたぼうし

サービス利用契約書

医療法人 仁泉会

更新日 令和2年4月1日

契約者：\_\_\_\_\_様（以下、「契約者」という）と、事業者：医療法人仁泉会（以下、「事業者」という）は、事業者が開設運営する事業所：グループホームわたぼうし（以下、「事業所」という）において、事業者が提供する指定認知症対応型共同生活介護事業（以下、「サービス」という）を利用するにあたり、下記の通り契約を締結いたします。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法及び関係法令等（以下「法令等」という。）の定めるところにより、契約者に対し、この契約の定めるところに従って、指定を受けた事業所において、家庭的な環境のもとで、契約者とその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供すると共に、契約者及び契約者の身元引受人（以下、「身元引受人」という）並びに連帯保証人が、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて、取り決めることを本契約の目的とします。

（契約期間と更新）

第2条 この利用の契約期間は、契約締結の日から要介護認定の有効期間（以下、「認定有効期間」という）の満了日とします。但し、契約者の身元引受人、または連帯保証人に変更があった場合、及び本契約書の改定が行われた場合は新たに契約を締結するものとします。

2 契約満了日の前までに、契約者から契約解除の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に契約者が要介護状態区分の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合、変更後の認定有効期間の満了日をもって、契約期間の満了日とします。

（契約の終了）

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- 1 要介護認定において、契約者が自立もしくは要支援1・要支援2と認定された場合。
- 2 契約者が死亡した場合。
- 3 契約者が第4条に基づき解除を通告し、予告期間が満了した日。
- 4 事業者が第5条に基づき解除を通告し、予告期間が満了した日。
- 5 契約者が病気の治療等その他のため2週間以上、事業所を離れることが決まり、その移転先が受け入れ可能になったとき、または、事業所を離れた期間が結果的に2週間以上となったとき。
- 6 その他、契約者、契約者の家族及び身元引受人との話し合いにより、上記の限りではありません。



(契約者からの契約解除)

- 第4条 契約者は事業者に対し、いつでも1週間の予告期間においてこの契約を解除することができます。この場合、事業者側は責任を問われません。
- 2 契約者は、次の事由に該当した場合には、直ちにこの契約を解除できます。
    - ① 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合。
    - ② 事業者が、守秘義務に違反した場合。
    - ③ その他、事業者が介護保険法関連法令及びこの契約等に定める事項に著しく違反した場合。

(事業者からの契約解除)

- 第5条 事業者は契約者に対し、次の各号に該当する場合には、1週間の予告期間において、この契約を解除することができます。
- 1 正当な理由なく別紙②に定める利用料その他自己の支払うべき費用を3ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず、30日以内に支払わない場合。
  - 2 伝染性疾患により他の契約者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつその必要があるとき。
  - 3 契約者の病状心身状態等が著しく悪化し、事業所での適切なサービスの提供を超えると判断される場合。
  - 4 契約者の行動が他の契約者の生活または健康安全に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ契約者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができない場合。
  - 5 契約者が事業者及び他の契約者や従業員に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為または、反社会的行為を行った場合。
  - 6 天災、災害、施設、設備の故障、その他やむを得ない理由により、事業所を利用させることができなくなった場合。
  - 7 その他、契約者、契約者の家族及び身元引受人との話し合いにより、上記の限りではありません。

(認知症対応型共同生活介護計画等の作成)

- 第6条 事業者は、契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的な指定認知症対応型共同生活介護事業等の内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画（以下、「介護計画」という）を速やかに作成します。なお、その作成にあたっては、多様な活動の確保に努めます。
- 2 事業者は、介護計画作成後においても、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の内容を変更します。
  - 3 契約者は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要のないとき、及び契約者の不利益となる場合を除き、契約者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
  - 4 事業者は、介護計画を作成し、また介護計画を変更した場合には、契約者及び契約者の家族に対し、その計画の内容を説明いたします。

(介護サービスの提供)

- 第7条 事業者は、前条により作成される介護計画に基づき本状のとおり各種サービスを誠意をもって提供し、サービスの提供にあたっては、契約者及びその家族に対して、同サービスの内容を説明します。なお、各種サービスの内容は別紙①の「重要事項説明書」とおりです。
- 2 事業者は、契約者または他の契約者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等で契約者の行動を制限しません。
  - 3 事業者は、保健医療サービス、または福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努め、その契約者の利用状況等を把握するようにします。

(居室の利用)

第 8 条 事業者は契約者に対し、居室の利用について個室を 1 人 1 室提供します。

(相談及び援助)

第 9 条 事業者は、常に契約者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、契約者及び契約者に関するその家族の心配事や悩みについて相談を受けます。

(金銭等の管理)

第 10 条 事業者は、契約者の現金及び預貯金については原則として管理しません。また、財産の管理運用についてもこれを行いません。

2 事業者は、前項の規程にかかわらず、各号のいずれにも該当する場合は、金銭等の管理をすることがあります。

- ① 日常生活に必要な金銭の保守管理
- ② 契約者が事業者に対し依頼した場合

3 前項の場合における、事業者の金銭等の管理に関する手続き方法は別途定めます。

(利用料の支払い)

第 11 条 契約者、身元引受人及び連帯保証人は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する各種介護保険給付サービス並びに、各種介護保険給付外サービスについて、別紙②の「料金表」のとおり利用料等を支払います。

2 事業者は、契約者が支払うべきサービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村より支給を受ける額の限度において、契約者に代わって市町村より支払いを受けます（以下法定代理受領サービス）。

3 事業者は、契約者に対し、毎月翌月 15 日までに、当月の利用料等の請求書を送付します。請求書には契約者が利用した各種サービス毎の利用回数、利用単位の内訳の区別を明記します。

4 契約者は事業者に対し、当月の利用料等を翌月末迄に支払います。支払いの方法は、現金または指定銀行口座への振込みもしくは指定銀行口座引き落としのいずれかの方法によります。

5 事業者は、契約者からの利用料の支払いを受けたときは、契約者に対し領収書を発行します。

(介護サービスの記録)

第 12 条 事業者は、契約者に対するサービスの提供に際し、作成した記録書類を、完了日から 2 年間保存します。

2 契約者または契約者の家族は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、謄写に対して、事業者は契約者または契約者の家族に対して、実費相当額を請求することができます。

(退居時の援助)

第 13 条 契約者が共同生活住居を退居する時は、事業者は、退居後の契約者の生活環境及び介護の継続性に配慮し、契約者及び契約者の家族に対し必要な援助を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報提供、保健医療サービスまたは福祉サービス機関と密接な連携に努めます。

(損害賠償)

第 14 条 事業者は、契約者に対するサービスの提供に当たって、事業者の責に帰すべき事由によって契約者が損害を被った場合、事業者は契約者に対して、その損害を賠償するものとします。

2 契約者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、契約者、身元引受人及び連帯保証人は事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

(緊急時の対応)

第 15 条 事業者は、契約者が病気または怪我により治療等が必要になった場合、その他必要な場合は、契約者の主治医または事業者の協力医療機関において速やかに必要な治療等が受けられるよ

う、必要な措置をします。

- 2 事業者は、契約者が急に身体等の具合が悪くなった場合は、医師と連絡をとり、協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院が受けられるようにします。

(身元引受人及び連帯保証人)

第 16 条 事業者は契約者に対し、身元引受人及び連帯保証人を求めます。但し、社会通念上、身元引受人及び連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合には、その限りではありません。

- 2 身元引受人及び連帯保証人は、この契約に基づく契約者の事業者に対する一切の債務につき、契約者と連帯して履行する責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ① 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者と協力する。
  - ② 契約解除または終了の場合、あらかじめ退居先が決まっている場合を除き、事業者と連携して契約者の状態に見合った適切な受入れ先の確保等必要な援助をする。
  - ③ 契約者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の処理その他必要な措置をなす。

(秘密保持)

第 17 条 事業者及び従業員は、正当な理由がない限り、契約者に対するサービスの提供に際して知り得た契約者、契約者の家族及び身元引受人の秘密を漏らしません。

- 2 事業者は、従業員が退職後、就業中に業務上知り得た契約者、契約者の家族及び身元引受人の秘密を正当な理由なく漏らしません。
- 3 契約者は、事業者がサービス担当者会議等において契約者の個人情報を用いることに同意します。事業者は、契約者の家族からあらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等で契約者の家族の個人情報を用いません。

(苦情処理)

第 18 条 契約者または身元引受人は、提供されたサービスに苦情がある場合、いつでも事業者に対し、苦情を申し立てることができます。その場合、事業者は迅速適切に対処し、サービスの向上改善に努めます。

- 2 契約者は、法令等に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 事業者は、契約者が苦情申し立てを行った場合、これを理由として契約者に対して何らの差別待遇をしません。

(合意管轄)

第 19 条 本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、契約者の住所地の裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

(善管注意義務)

第 20 条 事業者は、契約者より委託されて業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(契約の定めない事項)

第 21 条 この契約に定めない事項及び疑義がある場合は、法令等の定めるところにより、契約者、事業者及び契約者の身元引受人が協議の上、誠意を持って処理するものとします。

以上の契約の証として本契約書を 3 通作成し、契約者または身元引受人、連帯保証人及び事業者は記名押印の上、各自その 1 通を保有します。



## 別紙①

認知症対応型共同生活介護事業所

グループホームわたぼうし

重要事項説明書

医療法人 仁泉会

# 認知症対応型共同生活介護事業所

グループホームわたぼうし

## 重要事項説明書

医療法人 仁泉会

更新日 令和6年12月1日

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

【青森県指定 介護保険事業者番号】

0272500638

当事業所は、契約者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供いたします。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたい事を、次の通り説明いたします。

※当事業所への入居は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。

### 1. 事業所内容

#### (1) 事業者（事業所設置法人）

法人名 医療法人仁泉会  
所在地 〒039-1161  
青森県八戸市大字河原木字八太郎山 10 番地 81  
電話番号 0178-51-2590  
FAX番号 0178-51-2591  
代表者名 理事長 田中 由紀子  
設立年月 昭和42年4月7日

#### (2) 事業所名等

事業所名 グループホームわたぼうし  
所在地 〒039-2153  
青森県上北郡おいらせ町山崎 2592-7  
電話番号 0178-56-2828  
FAX番号 0178-56-4886  
管理者氏名 駒沢 由香  
開設年月日 平成12年4月1日

### (3) 事業所の目的と基本理念

#### \*目的

認知症の方が、家庭に近い雰囲気の中でその能力に応じた必要な生活介護・家事援助等を受けながら日常生活を営むことで、在宅ケアを支援することを目的とした事業所です。

#### \*基本理念

- ①契約者個人の人生観・価値観を尊重し、契約者個人のその人らしさを大切にした介護を行います。
- ②明るく家庭的な雰囲気づくりに心掛け、地域や家庭との結びつきを重視いたします。
- ③いつも笑顔で挨拶し、誰にでも親切と思いやりの心で接します。
- ④契約者の生きがいを高め、自立での意欲を支援していきます。

### (4) 入所定員 9名

ユニット1	9名
-------	----

### (5) 職員配置状況

ユニット名	管理者	計画作成 担当者	介護福祉士	介護職員
ユニット1	1名	1名	3名	2名
計	1名	1名	3名	2名

## 2. サービス内容

- ①サービス計画の立案
- ②食事
- ③入浴
- ④日常的健康チェック
- ⑤介護サービス（生活介護・家事援助）
- ⑥専門性を必要としないリハビリテーション
- ⑦レクリエーション
- ⑧その他

※これらのサービスの中には、契約者から基本料金の他に、実費をいただく場合もありますので、具体的にご相談下さい。

## 3. 利用料金及び支払方法について

- ①利用料金については、別紙②の料金表を参照して下さい。
- ②利用料金については、精算を月末締めとし、翌月15日まで請求書を送付いたしますのでその月末までにお支払い下さい。お支払いの確認が済み次第領収書を発行いたします。お支払いについては、預金口座振替となります。
- ③前号①②において請求しました利用料が、6ヶ月以上お支払いがなく、その支払いを督促したにもかかわらず、特別な事情のある場合を除き、督促状を発行した日から30日以内にお支払いがない場合、利用契約を解除・終了（退居）させていただきます。

#### 4. 協力医療機関等

事業所では、下記の医療機関に協力を頂いております。

##### ①協力医療機関

- 名 称 国民健康保険 おいらせ病院
- 住 所 青森県上北郡おいらせ町上明堂 1-1
- 電 話 0178-52-3111
- 診療科 内科・外科・整形外科

##### ②協力医療機関

- 名 称 メディカルコート八戸西病院
- 住 所 青森県八戸市大字長苗代字中坪 77
- 電 話 0178-28-4000
- 診療科 内科・外科・整形外科・泌尿器科・脳神経外科・禁煙外来・眼科  
皮膚科・婦人科

#### 5. 利用手続きについて

事業所の利用につきましては、担当職員が介護保険証を確認の上、事業所の説明を契約者及び身元引受人に対し行い、下記の書類を提出していただきます。

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| ①グループホーム入居申請書            | 1 通 |
| ②契約者の診断書                 | 1 通 |
| ③(介護予防)認知症対応型共同生活介護利用契約書 | 1 通 |
| ④秘密保持・個人情報保護法の遵守についての同意書 | 1 通 |

#### 6. 利用に当たっての留意事項

##### ①初めて利用される方へ

当事業所は、家庭に近い環境で契約者の方に暮らしていただくことにより、認知症状の緩和・軽減を目指す所です。他の施設サービス等をご利用する時に比べて、規則に関してあいまいな印象を持たれることがあると思いますが、それは職員が契約者の方の希望を尊重し、「見守り」を主とした姿勢でサービスをさせていただくためですので、ご理解下さい。

本人の希望がある場合でも、医師または身元引受人の指示による禁止事項がある場合は、契約者に対してのサービス等の提供をお断りさせていただきます。

##### ②秘密の保持及び情報の提供

事業所及びその職員は、契約者及びその関係者に関する業務上知り得た秘密を、正当な理由なくして第三者に漏らしません。但し、介護保険サービス及び医療機関の利用について、市町村、介護保険サービス提供事業者及び医療機関等に対して契約者及びその扶養者の同意のもと情報を提供することがあります。

##### ③面 会

- ・面会時間は午前 8 時～午後 8 時までの間で、他の契約者の方の迷惑とならないようお気をつけ下さい。
- ・面会の際には、職員室前にある面会簿に所定の記入をお願いいたします。

##### ④外出・外泊



外出や外泊を希望される場合には、事前に用意してあります届出用紙にご記入の上お申出下さい。また、外出・外泊の期間が変更になる場合は、予めご連絡をお願いいたします。

#### ⑤飲 酒

- ・事業所内での飲酒は基本的に禁止させていただきますが、行事等に伴い職員より提供させていただきます場合があります。
- ・薬用酒等の飲用を希望される場合は職員にお問い合わせ下さい。

#### ⑥喫煙・火気の取扱い

- ・事業所内での火気の使用は基本的に禁止いたします。
- ・火災防止のため、当事業所は原則禁煙となっております。

#### ⑦設備・備品の利用

- ・設備・備品の利用に当たっては、損傷や汚染等に十分にご注意願います。なお、備品等を著しく破損または汚染した場合には、修理代又はクリーニング代等の実費を申し受ける場合があります。
- ・居室内は基本的に契約者個人の管理にお任せいたしますが、衛生管理上問題がある場合など、職員が立ち入りさせていただく場合がございます。居室内は常に整理整頓を心がけるようお願いいたします。

#### ⑧金銭及び貴重品の持ち込み

- ・金銭及び貴重品の事業所内への持ち込みは、なるべくご遠慮願います。なお、持ち込まれた場合に、盗難や紛失が発生した場合でも当事業所ではその責任を一切負いません。
- ・ただし、やむを得ない事由による場合は、所定の手続きを経た上で事務室にてお預かりいたします。

#### ⑨外泊等の施設外での受診

外泊時等に他の保険医療機関を受診する場合は、当事業所にも事前にご相談下さい。

#### ⑩宗教活動

宗教活動については、信仰の自由を妨げるものではありませんが、騒音等で他の契約者の迷惑にならない範囲とさせていただきます。

#### ⑪ペットの持ち込み

ペットの持ち込みについては、禁止とします。

#### ⑫消灯

消灯時間は、基本的に午後9時とさせていただきます。

### 7. 非常防災対策

事業所では、次の様な防災設備の設置と、防災訓練等を実施しています。

- ・防災設備：火災報知器、消火器、スプリンクラー設備、消防署への火災自動通報装置
- ・防災訓練：年2回

### 8. 禁止事項

事業所では、多くの方に安心して介護サービスを受けていただく為に、契約者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止いたします。

もし、再三の注意にもかかわらず、これらの行為を止めない場合は、利用契約を解除・終了（退居）させていただくこともありますので、ご了承下さい。

## 9. サービス内容に関する苦情

### (1) 事業所の苦情相談窓口

- ① 担当者 : 管理者 駒沢 由香
- ② 電話番号 : 0178-56-2828
- ③ FAX番号 : 0178-56-4886
- ④ 受付時間 : 毎日24時間

(但し、夜間帯 17:30~8:30 は、夜勤職員が対応し担当者に連絡)

### (2) その他

事業所以外に、下記の苦情相談窓口にも、苦情を伝えることができます。

(行政機関その他苦情受付機関)

行政機関名	所在地	電話番号	ファックス番号
青森県 国民健康保険団体連合会	青森県青森市新町 2丁目4番1号 青森県共同ビル3F	017-723-1336	017-723-1095
おいらせ町介護福祉課	青森県上北郡おいらせ町 中下田 135-2	0178-56-4705	0178-56-4264

## 10. その他

- (1) 事業所の詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。
- (2) ご要望やご質問がございましたら、何なりと事業所の職員にお気軽にお声がけ下さい。

重要事項説明書の内容に関する説明は、下記の者が担当いたしました。

令和 年 月 日

所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

重要事項説明書の内容に関する説明を、上記の担当者より受け、サービスの提供に同意いたします。

令和 年 月 日

契約者 \_\_\_\_\_

身元引受人 \_\_\_\_\_

契約者との関係 ( )

## グループホームわたぼうし 利 用 料 金 表

令和6年6月1日現在  
(単位：円)

長期入居		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本利用料		765	801	824	841	859
医療連携体制加算 I ハ		37				
認知症専門ケア加算 I		3				
サービス提供体制強化加算 I		22				
食 費		1,350				
家 賃		1,050				
水道光熱費		750				
合 計	1日分 (1割負担)	3,977	4,013	4,036	4,053	4,071
	1日分 (2割負担)	4,804	4,876	4,922	4,956	4,992
	1日分 (3割負担)	5,631	5,739	5,808	5,859	5,913
	1ヶ月 (30日) (1割負担)	119,310	120,390	121,080	121,590	122,130
	1ヶ月 (30日) (2割負担)	144,120	146,280	147,660	148,680	149,760
	1ヶ月 (30日) (3割負担)	168,930	172,170	174,240	175,770	177,390

その他加算		1割負担	2割負担	3割負担
初期加算	入居日から起算して30日間算定	30	60	90/日
生活機能向上 連携加算 (II)	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が計画作成 担当者と共に身体状況の評価を行った場合に算定	200	400	600/月
入院時費用	病院又は診療所へ入院した場合、1月に6日を限度として 算定	246	492	738/日
退居時相談援助加算	退居後、居宅において居宅サービスを利用する場合において、介 護状況を示す文書を居宅サービス等に情報提供した場合、1人につ き1回を限度として算定	400	800	1200/回
栄養管理体制加算	管理栄養士が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助 言及び指導を行った場合に算定	30	60	90/月
科学的介護推進 体制加算	利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ データ提出とフィードバックの活用をした場合に算定	40	80	120/月
退居時情報提供加算	退所後の医療機関に対して入所者等の心身状況や生活歴等の情報 提供を行った場合に算定	250	500	750/回
協力医療機関 連携加算	相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携し ている場合に算定	100	200	300/月
認知症チームケア 推進加算 II	認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐため、認知症ケアに ついてチームケアを実施している場合に算定	120	240	360/月
高齢者施設等感染 対策向上加算 I	協力医療機関等と連携し、感染症発生時における対応の体制を確 保しており、また当該医療機関等が開催する感染対策の研修や訓 練に年1回参加している場合に算定	10	20	30/月
高齢者施設等感染 対策向上加算 II	協力医療機関等より3年に1回以上、感染制御等に係る実地指導を 受けている場合に算定	5	10	15/月
新興感染症等 施設療養費	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合で、当施設で適切な 感染対策を行った上で介護サービスを提供した場合に1月に1回、 連続する5日を限度として算定	240	480	720/月
生産性向上推進 体制加算 II	ICT等の活用による業務改善を継続的に行うとともに効果に関する データを厚生労働省へ提出した場合に算定	10	20	30/月
介護職員処遇 改善加算 (I)	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数に 18.6%を乗じた単位数を算定			

その他実費料金				
おむつ代 (1枚あたり)	Rパッド	17	フレースケア ストロング	69
	やわ楽パンツ安心うす型 (M-L)	81	フレースケア スーパーロング	59
	やわ楽パンツ安心うす型 (L-LL)	81	フレースケア ナイトロング	40
	安心Wフィット (M)	82	フレースケア デイロング	34
	安心Wフィット (M-L)	88	ワイドパッド	26
	安心Wフィット (L)	95		
散髪代		実 費		
歯科代		実 費		

## グループホームわたぼうし 利 用 料 金 表

令和6年6月1日現在  
(単位：円)

長期入居（生保）		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本利用料		765	801	824	841	859
医療連携体制加算Ⅰハ		37				
認知症専門ケア加算Ⅰ		3				
サービス提供体制強化加算Ⅰ		22				
家 賃		月額 30,000				
食 費		日額 1,200				
水道光熱費		日額 400				
合計	1ヶ月（30日）	102,810	103,890	104,580	105,090	105,630

その他加算		1割負担	2割負担	3割負担
初期加算	入居日から起算して30日間算定	30	60	90/日
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が計画作成担当者と共同し身体状況の評価を行った場合に算定	200	400	600/月
入院時費用	病院又は診療所へ入院した場合、1月に6日を限度として算定	246	492	738/日
退居時相談援助加算	退居後、居宅において居宅サービスを利用する場合において、介護状況を示す文書を居宅サービス等に情報提供した場合、1人につき1回を限度として算定	400	800	1200/回
栄養管理体制加算	管理栄養士が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を行った場合に算定	30	60	90/月
科学的介護推進体制加算	利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へデータ提出とフィードバックの活用をした場合に算定	40	80	120/月
退居時情報提供加算	退所後の医療機関に対して入所者等の心身状況や生活歴等の情報提供を行った場合に算定	250	500	750/回
協力医療機関連携加算	相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合に算定	100	200	300/月
認知症チームケア推進加算Ⅱ	認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐため、認知症ケアについてチームケアを実施している場合に算定	120	240	360/月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	協力医療機関等と連携し、感染症発生時における対応の体制を確保しており、また当該医療機関等が開催する感染対策の研修や訓練に年1回参加している場合に算定	10	20	30/月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	協力医療機関等より3年に1回以上、感染制御等に係る実地指導を受けている場合に算定	5	10	15/月
新興感染症等施設療養費	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合で、当施設で適切な感染対策を行った上で介護サービスを提供した場合に1月に1回、連続する5日を限度として算定	240	480	720/月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	ICT等の活用による業務改善を継続的に行うとともに効果に関するデータを厚生労働省へ提出した場合に算定	10	20	30/月
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数に18.6%を乗じた単位数を算定			

その他実費料金				
おむつ代 (1枚あたり)	Rパッド	17	フレースケア ストロング	69
	やわ楽パンツ安心うす型 (M-L)	81	フレースケア スーパーロング	59
	やわ楽パンツ安心うす型 (L-LL)	81	フレースケア ナイトロング	40
	安心Wフィット (M)	82	フレースケア デイロング	34
	安心Wフィット (M-L)	88	ワイドパット	26
	安心Wフィット (L)	95		
散髪代	実 費			
歯科代	実 費			

## グループホームわたぼうし 利 用 料 金 表

令和6年6月1日現在  
(単位：円)

短期入居		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本利用料		793	829	854	870	887
医療連携体制加算Ⅰハ		37				
サービス提供体制強化加算Ⅰ		22				
食 費		1,350				
家 賃		1,050				
水道光熱費		750				
合 計	1日分(1割負担)	4,002	4,038	4,063	4,079	4,096
	1日分(2割負担)	4,854	4,926	4,976	5,008	5,042
	1日分(3割負担)	5,706	5,814	5,889	5,937	5,988
	1ヶ月(30日) (1割負担)	120,060	121,140	121,890	122,370	122,880
	1ヶ月(30日) (2割負担)	145,620	147,780	149,280	150,240	151,260
	1ヶ月(30日) (3割負担)	171,180	174,420	176,670	178,110	179,640

その他加算		1割負担	2割負担	3割負担
生活機能向上 連携加算(Ⅱ)	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が計画作成 担当者と共同し身体状況の評価を行った場合に算定	200	400	600/月
入院時費用	病院又は診療所へ入院した場合、1月に6日を限度として 算定	246	492	738/日
高齢者施設等感染 対策向上加算Ⅰ	協力医療機関等と連携し、感染症発生時における対応の体制を確 保しており、また当該医療機関等が開催する感染対策の研修や訓 練に年1回参加している場合に算定	10	20	30/月
高齢者施設等感染 対策向上加算Ⅱ	協力医療機関等より3年に1回以上、感染制御等に係る実地指導を 受けている場合に算定	5	10	15/月
新興感染症等 施設療養費	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合で、当施設で適切な 感染対策を行った上で介護サービスを提供した場合に1月に1回、 連続する5日を限度として算定	240	480	720/月
生産性向上推進 体制加算Ⅱ	ICT等の活用による業務改善を継続的に行うとともに効果に関する データを厚生労働省へ提出した場合に算定	10	20	30/月
介護職員処遇 改善加算(Ⅰ)	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数に 18.6%を乗じた単位数を算定			

その他実費料金				
おむつ代 (1枚あたり)	Rパッド	17	フレースケア ストロング	69
	やわ楽パンツ安心うす型(M-L)	81	フレースケア スーパーロング	59
	やわ楽パンツ安心うす型(L-LL)	81	フレースケア ナイトロング	40
	安心Wフィット(M)	82	フレースケア デイロング	34
	安心Wフィット(M-L)	88	ワイドパット	26
	安心Wフィット(L)	95		
散髪代		実 費		
歯科代		実 費		

## グループホームわたぼうし

## 認知症対応型共同生活介護利用契約書

契約者	私は、以上の契約の内容につき説明を受け、内容を確認しました。			
	私は、この契約の定めるところに従い、認知症対応型共同生活介護サービスを利用することを申込みます。			
	氏 名			
	自宅	住 所		
電話番号		F A X		

身元引受人	私は、上記契約の内容につき説明を受け、身元引受人の責任について理解しました。			
	氏 名		続柄：	
	自宅	住 所		
		電話番号	F A X	
	勤務先	名 称		
		電話番号	F A X	

※請求書・領収書の送付先、事故発生・緊急時の連絡先として身元引受人の方へ送付・連絡させていただきます。

連帯保証人	私は、入居中は事業所管理者の指示に従うとともに、利用料金の支払及び損害賠償の事項について同契約書、別紙①及び別紙②の内容を遵守することを、契約者本人、身元引受人と連携して約します。 連帯保証人の負担は、限度額として本契約の利用料6ヶ月分を限度とします。			
	氏 名		続柄：	
	自宅	住 所		
		電話番号	F A X	
	勤務先	名 称		
		電話番号	F A X	

事業者	事業者は、契約者の申し込みを受託し、この契約に定める事業所における認知症対応型共同生活介護サービスの提供を、誠実に責任を持って行います。			
	名称及び代表者	医療法人 仁泉会 理事長 田中 由紀子		
	住 所	青森県八戸市大字河原木字八太郎山 10 番地 81		
事業所	名 称	グループホームわたぼうし		
	住 所	青森県上北郡おいらせ町山崎 2592-7		
	電話番号	0178-56-2828	F A X	0178-56-4886

## 秘密保持・個人情報保護法の遵守についての同意書

当事業所では、契約者及びその家族の個人情報の取扱いに万全の体制で取り組んでいます。個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。

### 1. 個人情報の使用目的

- ①介護保険法に基づく保険者への介護サービス利用料等の請求(レセプト)
- ②審査支払機関又は保険者からの照会等への回答
- ③介護保険法に基づく実地指導
- ④会計・利用料請求
- ⑤介護サービスや業務運営の維持・改善の為の基礎資料
- ⑥介護サービスに係る計画・記録
- ⑦体調・服薬管理
- ⑧事故報告・苦情内容等の記録
- ⑨広報等への写真の掲載
- ⑩事業所内で行われる実習生・ボランティアへの協力
- ⑪事業所内・外で行われる研究発表会等への症例発表
- ⑫他事業所又は担当ケアマネージャーとの連携
- ⑬損害賠償保険等に係る保険会社等への相談・届出
- ⑭緊急時(救急隊等)の情報提供
- ⑮外部評価
- ⑯事業所内自己評価
- ⑰他事業所への入居時の情報提供
- ⑱サービス提供困難時の事業者間の連絡・紹介等
- ⑲サービス利用・休止又は入退居等の管理
- ⑳通院・入院時の病院への情報提供
- ㉑契約者への介護サービス向上
- ㉒その他の業務委託(検査・散髪・クリーニング等)
- ㉓家族等への心身の状況説明
- ㉔保険事務委託のため
- ㉕統計データ利用のため
- ㉖契約者の情報は東北医療福祉事業協同組合及びその組合員へ下記目的で情報提供します。組合員は (<http://www.sg-kumiai.or.jp>) に掲載している事業者。
  - a) 保険者への医療・介護保険に係る請求業務及び組合員間での共同請求事務
  - b) 最適なサービスの提供及びリスク回避の為の情報交換
  - c) サービスを永続的に提供できるよう事業所の経営資料(統計・分析)の作成上記目的の他に契約者及びその家族の同意なく第三者に個人情報を提供することはいたしません。しかし、個人情報を取り扱う業務の一部を外部委託することがあります。

### 2. 使用する期間・記録等

使用する期間は、サービスを受けている期間とします。ただし、法律に則り、サービス提供終了後も最低2年間は個人情報を保有するものとします。

### 3. 個人情報の開示、訂正、削除等

個人情報の開示、訂正、削除等については、法律に則って行います。



令和 年 月 日

医療法人 仁泉会  
理事長 田中 由紀子 殿

【契 約 者】

住 所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

【身元引受人】（契約者との関係 \_\_\_\_\_）

住 所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

## 個人情報・肖像権・著作権の使用に関する承諾のお願い

SGグループでは様々な活動や行事の様子などを記録し、ホームページや広報紙等により社内外へ情報を発信しております。

つきましては、＜介護老人保健施設しもだ＞で撮影する写真・動画におきましても主旨をご理解の上、ぜひ掲載の承諾を頂きますようお願い致します。また、撮影した画像・動画に関する著作物（原稿等）について著作者人格権を不行使のうえ、SGグループへ著作権の移転をお願い致します。

特別な事情により、ウェブ上で公開された肖像・個人情報（HTML形式、PDFファイルなど）の削除を希望される場合は、下記の問い合わせ先までご連絡をお願いします。ただし、紙媒体として配布される印刷物などについては、対応することはできませんのでご了承願います。

ご承諾頂けます場合には、下記に署名の上ご提出いただきますようお願い致します。

### 【掲載媒体】

- ・SGグループの各法人・事業所のホームページや広報紙等・各種説明会等の資料
- ・SNS（Twitter, Instagram, Youtube等）

### 【問い合わせ先】

＜ 介護老人保健施設しもだ ＞

＜ 電話番号：0178-56-4888 ＞

窓口：相談室

---

## 「写真・動画・著作物」の掲載承諾書

事業所としての活動内で撮影された

・私の「写真・動画」の SGグループ内の「ホームページや広報紙・SNS等」への掲載

・私の「著作物」の 「著作権の移転」 および 「著作者人格権の不行使」

上記2点について（承諾します 承諾しません）

※どちらかにをお願いいたします。

年 月 日

ご本人署名

ご家族署名